

国民年金

離婚時の年金分割制度をご存じですか？

サラリーマンなどが加入する厚生年金(公務員が加入する共済年金も含む)は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、その記録に基づいて厚生年金(共済年金も含む)が支払われます。

離婚をした場合、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚から2年以内に手続きを行う必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

年金の分割方法

①合意分割制度

- ・当事者の合意により定めた按分割合で、婚姻期間中の厚生年金記録を分割できます。
- ・合意がまとまらない場合は当事者の一方からの請求により、裁判所が按分割合を定めることができます。

②3号分割制度

- ・国民年金の第3号被保険者(厚生年金の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満)であった方からの請求により、厚生年金記録を分割できます。
 - ・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
 - ・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が、分割の対象になります。
- ※上記①②のいずれの制度も共済組合の組合員である期間を含みます。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

風水害への備え

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



近年、台風や集中豪雨による風水害が全国各地で発生し沢山の人が被害にあっています。大雨は短時間でも河川の急激な増水や道路の冠水、土砂災害を引き起こします。自分の命や家族の命を守るためにも、次の3つのことに注意しましょう。

1つ目は、事前の確認です。

ハザードマップで自宅周辺の危険個所や避難場所を確認し、避難経路を家族で共有しておきましょう。いざという時は、焦りが出してしまう為、事前に確認しておくことはとても大事になってきます。

また、非常用持出袋も準備しておくこともとても大切です。

2つ目は、早めの行動です。

インターネット等を活用して、気象情報や避難情報、風水害の警戒レベルをこまめに確認し、自分は「まだ大丈夫」と思わず、早めの避難行動への準備を心がけましょう。

特に高齢者や小さなお子さんのいるご家庭は、早めの判断が必要不可欠です。

3つ目は、風水害時危険とされている場所に絶対に近づかないことです。

増水した川や用水路、冠水した道路は大変危険です。水深が浅く見えても流れが急激に速くなる場合があります。絶対に近づかないようにしてください。

以上の3つのことを踏まえ、日ごろからの備えといざという時の落ち着いた行動が何よりも重要です。ご家族やご近所同士で声を掛け合いながら、互いに助け合える地域を作り、地域全体で防災意識をより高め、風水害時に被害に遭う方を減らしていけるようにしましょう。

